

## 群馬訴訟での国の主張に対する抗議

2019年（令和元年）11月5日  
原発事故損害賠償群馬訴訟 支援する会

福島第一原発事故によって避難を余儀なくされた被害者が前橋地方裁判所に対して提訴した「福島第一原発事故損害賠償請求」事件は2017年3月17日、国と東電の責任を認める画期的な判決を言い渡されましたが、国と東京電力が控訴し、また原告としても損害認定額が実態に伴わない少額にとどまったことについて控訴をし、現在、控訴審理が、東京高等裁判所第7民事部に継続しています。

そして、本年9月17日に開かれた第7回口頭弁論期日において、同事件の被告国は、以下のとおり主張しました。

「自主的避難等対象区域からの避難者について、特別の事情を留保することなく、平成24年1月以降について避難継続の相当性を肯定し、損害の発生を認めることは、自主的避難等対象区域での居住を継続した大多数の住民の存在という事実に照らして不当である上に、自主的避難等対象区域は、本件事故後の年間積算線量が20ミリシーベルトを超えない区域であり、前記第2のとおり、そのような低線量被ばくは放射線による健康被害が懸念されるレベルのものではないにもかかわらず、平成24年1月以降の時期において居住に適さない危険な区域であるというに等しく自主的避難等対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない。」（同事件2審被告国の第8準備書面27ページ）

しかし、これは、正当な根拠のない暴論です。

まず、国が事故後に避難すべき対象地域の基準としている年間20ミリシーベルトについて、到底安全と言えるものではありません。

そもそも国は、事故前には一般人の被ばく限度を1ミリシーベルト以下が基準だとしていたものであり、必要があって放射線業務従事者であっても年間5ミリシーベルトとされています。20ミリシーベルトは、安全基準としては機能していないものです。

さらに、私たちは、本訴訟において、避難指示区域外の地域からの避難者や避難指示が解除された後にも帰還せずに避難を継続している避難者について、被ばくによる健康被害を懸念して避難を選択することが十分な合理性、必然性を有しているものであって、その選択は尊重されなければならないと主張しているものであり、このことは同事件の一審前橋地裁判決が明確に認めているところでもあります。また、このことは「子ども被災者支援法」（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等の施策の推進に関する法律平成24年法律第48号）第2条にも明確に規定されているものです。

一方、自主的避難等対象区域から避難を選択した人の多くは、滞在を選択した家

族、親族や近隣住民との意見の違いに苦悩し、なかには、離婚も含めた深刻な亀裂を経験した人もいます。しかし、滞在者の中で、あからさまに避難した者の選択を否定し、非難する人は決して多くはありません。多くの人たちは、避難した者の選択を尊重し、時に支援してくれています。さらには、滞在者の中にも、自身や家族の放射線被ばくを危惧し、事故から8年以上たった今でも自分も避難すべきではないかとの葛藤を抱えている者も少なくないのが実情です。

避難それ自体が「滞在住民の心情を害する」などときめつけることは、滞在者の実情とも合致していません。他方、訴訟を提起した人は、避難せずに滞在を継続した住民について、その選択の是非を問うものではなく、むしろ、滞在する選択もまた尊重されるべきであると主張するものです。

ところが、国の主張は、私たちが、あたかも避難を選択せずに滞在し、あるいは、避難指示の解除を受けて帰還した住民の選択について否定的に評価しているかのよう

に印象づけようとするものです。そもそも、今回、大量の避難者が生じた原因は、ひとえに、国の原子力発電の推進政策にもとづいてつくられた原子力発電所において、「絶対に事故は起こらない」「起こるはずのない」と言っていた事故が発生して、大量の放射性物質が飛散したことにあります。国は、原子力発電所での過酷事故の発生可能性を否定し、原発は安全だと喧伝してきました。それが福島第一原発事故によって、起こるはずのない事故がおきてしまったことにあります。

その国が原発事故による被害者である避難者に対する賠償を認めることが、「我が国の国土に対する不当な評価となる」などと主張することは、まさに、責任転嫁と言わざるを得ません。

豊かな国土を汚染し、評価を落としたのはまさに国であり、その責任は国にある。開き直りもはなはだしいものです。

避難者の中には、避難先で、いわれのない差別を受け、特に、国が一方的に線引きをした避難指示区域外からの避難者は、被告東京電力からきわめてわずかな賠償支払いしか受けていないにもかかわらず、高額

の賠償金を受領しているなどと誤解されて、いやがらせを受けた人もいます。今回の国の主張は、避難者と滞在者の分断をはかり、そればかりか、避難者に対する避難先地域や住民の受け入れを困難にするものです。

私たちは、このような国の開き直りと言うべき主張に強く抗議し、国がこれを撤回するように要求するとともに、各地の裁判所がこのような国の主張にまどわされることなく、避難を余儀なくされた被害者の選択の合理性を明確に認め、実態に見合った賠償や支援制度の策定を進める事を要望するものです。

以上



平成29年（ネ）第2620号 福島第一原発事故損害賠償請求控訴事件

控訴人・被控訴人（一審原告） 91名

被控訴人・控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社，国

一審被告国の主張に対する意見陳述書  
(一審被告国の第8準備書面27ページの暴論への反論)

2019（令和元）年11月5日

東京高等裁判所第7民事部 御 中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌

外

- 1 一審被告国は、令和元年9月17日の第7回口頭弁論期日において、「自主的避難等対象区域からの避難者について、特別の事情を留保することなく、平成24年1月以降について避難継続の相当性を肯定し、損害の発生を認めることは、自主的避難等対象区域での居住を継続した大多数の住民の存在という事実を照らして不当である上に、自主的避難等対象区域は、本件事故後の年間積算線量が20ミリシーベルトを超えない区域であり、前記第2のとおり、そのような低線量被ばくは放射線による健康被害が懸念されるレベルのものではないにもかかわらず、平成24年1月以降の時期において居住に適さない危険な区域であるというに等しく、自主的避難等対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない。」と陳述した（一審被告国の第8準備書面27ページ）

しかし、これは、看過できない暴論といわざるを得ません。

- 2 まず、国が避難指示対象区域外の基準とした年間20ミリシーベルト以下の被ばく線量について、到底安全性を示す基準とは言えません。そもそも国は、事故前には1ミリシーベルトが基準だとしていたものであり、必要があって放射線を利用する場合の被ばく線量の管理基準であっても年間5ミリシーベルトとしていました。年間20ミリシーベルトは、安全基準として全く信頼性のないものです。

そして、一審原告は、本訴訟において、避難指示対象区域外の地域からの避難者（いわゆる「自主避難者」）については、放射線被ばくを恐れて避難を選択することが尊重されなければならないこと、また、避難指示にもとづいていったん避難をした者についても、避難指示が解除されたからと言って、被ばくによる健康被害の懸念が払拭されるものではなく、あるいは、避難によってそれまでの生活基盤が壊れて帰還の条件を失ってしまったことから、容易に帰還を選択できるものではないことを主張してきました。このことは一審判決が明確に認めているところです。

- 3 自主的避難等対象区域からの避難を選択した者の多くは、滞在を選択した家族、親族や近隣住民との意見の違いに苦悩し、なかには、離婚も含めた深刻な亀裂を経験した者もいます。しかし、滞在者のなかで、避難した者の選択をあからさまに否定し、非難する者は決して決して多数ではありません。多くの滞在者は、避難した者の選択を尊重し、時に支援してくれています。避難を継続する者に対してその相当性を肯定し、損害の発生を認めることが、滞在住民の心情を害するなど決めつけることは、滞在者の実情とも合致していません。

他方、私たちは、避難せずに滞在を継続した住民について、その選択の是非を問うものではなく、むしろ、滞在する選択もまた尊重されるべきであると主張するものです。ところが、国の上記主張は、一審原告が、あたかも避難を選択せずに滞在し、あるいは、避難指示の解除を受けて帰還した住民の選択について否定的に評価しているかのように印象づけようとするものです。

国の主張は、滞在者と避難者の分断をはかるものであり、受け入れることは到底

できません。

- 4 そもそも、今回、大量の避難者が生じた原因は、ひとえに、国の原子力発電の推進政策にもとづいてつくられた原子力発電所において、過酷事故が発生して大量の放射性物質が飛散したことにあります。国は、原子力発電所での過酷事故の発生可能性を否定し、原発は安全だと喧伝してきました。それが福島第一原発事故によって、起こるはずのない事故がおきてしまったことにある。

「国土の汚染」をおこしたのはまさに国であり、その責任は国にあります。その国が、避難者に対する賠償を認めることが我が国の国土に対する不当な評価となるなどと主張することは、まさに、責任転化もはなはだしいことです。

- 5 避難者の中には、避難先で、いわれのない差別を受け、特に、避難指示区域外からの避難者は、被告東京電力からきわめてわずかな支払いしか受けていないにもかかわらず高額な賠償金を受領しているなどと誤解されていやがらせを受けた者もいます。

本来、国は、原発事故によって避難を余儀なくされた者に対しては、避難指示対象区域の内外を問わず、これを支援、援助してしかるべきです。ところが、国は、今回の主張によって、責任を転化し、避難者と滞在者の分断を図ろうとしています。そして、これは、避難者に対する避難先地域や住民の受け入れを困難にするものです。

- 6 裁判所におかれては、このようなひらきなおりとも言うべき暴論にまどわされることなく、避難を余儀なくされた被災者の選択の合理性と損害の発生を明確に認めていただきたいと訴えるものです。

以上